

平成 31 年 3 月 31 日までに住宅の工事契約又は売買契約を締結した場合の奨励金の額

転入者（U I ターン者）の方

取得住宅の種類	奨 励 金 額 等						限度額
	住 宅 奨励金	リフォーム 奨励金	町内建築 業者請負 加算金	県産木材 使用加算 金	土地取得 加算金	転入家族 奨励金	
新築住宅	1 戸につ き 30 万円 を交付	—	町内建築 業者と契 約を締結 し住宅を 建築した 場合に 20 万円を交 付	住宅の総 木材使用 量のうち 石川県産 材を 50% 以上使用 した場合 に 20 万円 を交付	住宅を取 得するた め、新た に土地を 購入した 場合に 20 万円を交 付	住宅取得 時に代表 者を除く 世帯員(同 居に限 る)1 人 につき 10 万円を交 付	100 万円
中古住宅	1 戸につ き 20 万円 を交付	取得した 住宅のリ フォーム に要した 経費の 2分の1に 相当する 額（上限 30 万円） を交付(町 内建築業 者が行う ものに 限る)	—	—	—	住宅取得 時に代表 者を除く 世帯員(同 居に限 る)1 人 につき 10 万円を交 付	50 万円

町内在住者の方（40 歳以下の方）

取得住宅の種類	奨 励 金 額 等			限度額
	住宅奨励金	町内建築業者請負加算金	県産木材使用加算金	
新築住宅	1 戸につ き 30 万円 を交付	町内建築業者と契約を締結し住宅を建築した場合に 20 万円を交付	住宅の総木材使用量のうち石川県産材を 50% 以上使用した場合に 20 万円を交付	50 万円